明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（総務六八）　二

〔告　示〕

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（総務二九一）　三

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同二九二）　四

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同二九三）　五

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を次のように定める件の一部を改正する件（同二九四）　六

○総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二九五）　一六

○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同二九六）　一七

○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める件の一部を改正する件（同二九七）　一七

○キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件（同二九八）　一八

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二九九）　一八

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同三〇〇）　一八

○周波数割当計画の一部を変更する件（同三〇一）　二〇

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（同三〇二）　二三

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三〇三）　二六

○船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通九四三）　六〇

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更した件（環境三七）　四四

〔資　料〕

四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一九年七～九月期）（内閣府）　六七

〔公　告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　八一

裁判所

破産、免責、再生関係　八二

特殊法人等

独立行政法人情報処理推進機構平成三十事業年度財務諸表、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失・指定法の付記、地方職員共済組合役員の異動、企業年金基金変更関係　一三一

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三九

会社その他

会社決算公告　一四〇　一四三